

<<<新旧対照表>>>

○多治見市救急救命士業務規程（平成28年1月20日消防本部訓令甲第1号）の一部を改正する規程新旧対照表

部署名：救急指令課

新	旧
<p>○多治見市救急救命士業務規程 平成28年1月20日消防本部訓令甲第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する救急救命士（以下「救命士」という。）の業務に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (特定行為)</p> <p>第2条 救命士は、岐阜県メディカルコントロール協議会（以下「県MC協議会」という。）が定める岐阜県救急隊（消防隊）活動プロトコールに基づき、法第44条に規定する救急救命処置（以下「特定行為」という。）の実施を必要と認めるときは、医師の具体的な指示を受け、特定行為を実施するものとする。</p> <p>2 救命士は、次の各号に掲げる特定行為を実施する場合は、当該各号に掲げる実習等を修了し、又は認定証を交付されていなければならない。</p> <p>(1) 気管内チューブによる気道確保 県MC協議会が実施する気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習</p> <p>(2) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管 県MC協議会が実施するビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気道確保の実施のための講習、実習及び修了実習</p> <p>(3) 薬剤投与 県MC協議会が実施する薬剤投与を行うに必要な知識と技術の講習及び実習</p> <p>(4) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与 県MC協議会が定める心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領に基づく認定証 (救急救命処置録)</p> <p>第3条 法第46条に規定する救急救命処置録は、別記様式第1号によるものとし、救命士は、救急救命処置録を作成したときは、消防長に報告しなければならない。</p>	<p>○多治見市救急救命士業務規程 平成28年1月20日消防本部訓令甲第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、救急救命士法（平成3年法律第36号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する救急救命士（以下「救命士」という。）の業務に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (特定行為)</p> <p>第2条 救命士は、岐阜県メディカルコントロール協議会（以下「県MC協議会」という。）が定める岐阜県救急隊（消防隊）活動プロトコールに基づき、法第44条に規定する救急救命処置（以下「特定行為」という。）の実施を必要と認めるときは、医師の具体的な指示を受け、特定行為を実施するものとする。</p> <p>2 救命士は、次の各号に掲げる特定行為を実施する場合は、当該各号に掲げる実習等を修了し、又は認定証を交付されていなければならない。</p> <p>(1) 気管内チューブによる気道確保 県MC協議会が実施する気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習</p> <p>(2) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管 県MC協議会が実施するビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気道確保の実施のための講習、実習及び修了実習</p> <p>(3) 薬剤投与 県MC協議会が実施する薬剤投与を行うに必要な知識と技術の講習及び実習</p> <p>(4) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与 県MC協議会が定める心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証交付に関する取扱要領に基づく認定証 (救急救命処置録)</p> <p>第3条 法第46条に規定する救急救命処置録は、別記様式第1号によるものとし、救命士は、救急救命処置録を作成したときは、消防長に報告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(再教育)</p> <p>第4条 救命士は、県MC協議会が定める救急救命士に対する再教育ガイドラインに定める再教育(以下「再教育」という。)を受け、単位を取得しなければならない。ただし、救急出動を要しない部署又は他の機関に異動した救命士、病気休暇を取得し、又は育児休業をしている救命士その他消防長が適当と認める救命士については、この限りでない。</p> <p>(再教育の中止)</p> <p>第5条 次のいずれかに該当した者は、再教育を中止するものとする。</p> <p>(1) 消防吏員の階級の昇任に関する規程(平成19年消防本部訓令乙第3号) <u>第3条第4号に規定する消防司令</u> となった者</p> <p>(2) 満年齢50歳以上の救命士で、再教育の中止を希望し、消防長から承認された者</p> <p>2 前項第2号の再教育の中止を希望する救命士は、救急救命士再教育中止申出書(別記様式第2号)を、所属長を経由し、消防長に提出しなければならない。</p> <p>3 消防長は、救急救命士再教育中止申出書の提出があった場合は、当該申出書を提出した者の再教育の中止についての承認又は不承認を決定するものとする。</p> <p>4 消防長は、前項の規定により再教育の中止を承認した場合は、原則として、承認した日以後最初に到来する4月1日から当該救命士の再教育を中止するものとする。</p> <p>(統括指導救命士)</p> <p>第6条 消防長は、県MC協議会が定める <u>岐阜県MC救命士及びアシスト救命士に係る実施要領(以下「県MC等救命士要領」という。)</u> に定める岐阜県MC救命士(以下「県MC救命士」という。)を統括指導救命士に任命する。</p> <p>(統括指導救命士の業務)</p> <p>第7条 統括指導救命士は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 県MC協議会が定める救急隊員教育に関するガイドライン(以下「教育ガイドライン」という。)に基づく年間教育訓練計画(救急指令課職員に対する教育に係る計画を含む。)の策定に関すること。</p> <p>(2) 教育ガイドラインに基づく再教育の計画策定に関すること。</p> <p>(3) <u>岐阜県メディカルコントロール協議会東濃支部</u>の医師等関係機関との連絡調整に関すること。</p>	<p>(再教育)</p> <p>第4条 救命士は、県MC協議会が定める救急救命士に対する再教育ガイドラインに定める再教育(以下「再教育」という。)を受け、単位を取得しなければならない。ただし、救急出動を要しない部署又は他の機関に異動した救命士、病気休暇を取得し、又は育児休業をしている救命士その他消防長が適当と認める救命士については、この限りでない。</p> <p>(再教育の中止)</p> <p>第5条 次のいずれかに該当した者は、再教育を中止するものとする。</p> <p>(1) 消防吏員の階級の昇任に関する規程(平成19年消防本部訓令乙第3号) <u>第3条第5号に規定する消防司令長</u> となった者</p> <p>(2) 満年齢50歳以上の救命士で、再教育の中止を希望し、消防長から承認された者</p> <p>2 前項第2号の再教育の中止を希望する救命士は、救急救命士再教育中止申出書(別記様式第2号)を、所属長を経由し、消防長に提出しなければならない。</p> <p>3 消防長は、救急救命士再教育中止申出書の提出があった場合は、当該申出書を提出した者の再教育の中止についての承認又は不承認を決定するものとする。</p> <p>4 消防長は、前項の規定により再教育の中止を承認した場合は、原則として、承認した日以後最初に到来する4月1日から当該救命士の再教育を中止するものとする。</p> <p>(統括指導救命士)</p> <p>第6条 消防長は、県MC協議会が定める <u>岐阜県MC救命士実施要領(以下「県MC救命士要領」という。)</u> に定める岐阜県MC救命士(以下「県MC救命士」という。)を統括指導救命士に任命する。</p> <p>(統括指導救命士の業務)</p> <p>第7条 統括指導救命士は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 県MC協議会が定める救急隊員教育に関するガイドライン(以下「教育ガイドライン」という。)に基づく年間教育訓練計画(救急指令課職員に対する教育に係る計画を含む。)の策定に関すること。</p> <p>(2) 教育ガイドラインに基づく再教育の計画策定に関すること。</p> <p>(3) <u>東濃地域メディカルコントロール協議会</u>の医師等関係機関との連絡調整に関すること。</p>

新	旧
<p>(4) 救急行政の法的問題の対応に関すること。</p> <p>(5) 事後検証（県MC協議会が定める岐阜県メディカルコントロール協議会事後検証実施要領（以下「事後検証要領」という。）第2条第1号に規定する一次検証であって、同条第2号に規定する二次検証の対象となるものをいい、当該統括指導救命士が関わった救急活動に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 救急検討会（第14条第1項に規定する救急検討会をいう。）の開催に関すること。 （指導救命士）</p>	<p>(4) 救急行政の法的問題の対応に関すること。</p> <p>(5) 事後検証（県MC協議会が定める岐阜県メディカルコントロール協議会事後検証実施要領（以下「事後検証要領」という。）第2条第1号に規定する一次検証であって、同条第2号に規定する二次検証の対象となるものをいい、当該統括指導救命士が関わった救急活動に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 救急検討会（第14条第1項に規定する救急検討会をいう。）の開催に関すること。 （指導救命士）</p>
<p>第8条 消防長は、次に掲げる教育訓練等を修了した者を指導救命士に任命する。</p> <p>(1) 消防大学校救急科</p> <p>(2) 一般財団法人救急振興財団が実施する指導救命士養成研修 （指導救命士の業務）</p>	<p>第8条 消防長は、次に掲げる教育訓練等を修了した者を指導救命士に任命する。</p> <p>(1) 消防大学校救急科</p> <p>(2) 一般財団法人救急振興財団が実施する指導救命士養成研修 （指導救命士の業務）</p>
<p>第9条 指導救命士は、統括指導救命士と連携し、当該指導救命士が所属する部署において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 救急隊員教育に関すること。</p> <p>(2) 再教育のうち実技に係る技術指導に関すること。</p> <p>(3) 第7条第5号に規定する統括指導救命士が関わった救急活動に係る事後検証_____に関すること。</p>	<p>第9条 指導救命士は、統括指導救命士と連携し、当該指導救命士が所属する部署において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 救急隊員教育に関すること。</p> <p>(2) 再教育のうち実技に係る技術指導に関すること。</p> <p>(3) 第7条第5号に規定する統括指導救命士が関わった救急活動に係る事後検証（当該指導救命士が関わった救急活動に係るものを除く。）に関すること。 <u>（MC救命士）</u></p>
<p><u>第10条 削る</u></p>	<p><u>第10条 消防長は、県MC救命士要領に定める地域MC救命士（以下「県地域MC救命士」という。）に任命されている者をMC救命士に任命する。</u></p> <p><u>2 県MC救命士及び県地域MC救命士の任期を終了した者は、MC救命士とみなす。</u> <u>（MC救命士の業務）</u></p>
<p><u>第11条 削る</u></p>	<p><u>第11条 MC救命士（前条第2項の規定によりMC救命士とみなされた者を含む。）は、指導救命士と連携し、当該MC救命士が所属する部署において、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 救急隊員教育のうち、特定行為の補助の習得に関すること。</u></p> <p><u>(2) 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる特定行為の実技指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) 第9条第3号に規定する指導救命士が関わった救急活動に係る事後検証（当該MC救命士が関わった救急活動に係るものを除く。）に関すること。</u></p>

新	旧
<p>(事後検証)</p> <p>第10条 救急活動が実施された場合、統括指導救命士の推薦に基づき消防長が指名した者は、事後検証要領に基づき、事後検証(事後検証要領第2条第1号に規定する一次検証であって、同条第2号に規定する二次検証の対象とならないものをいう。)を実施しなければならない。</p> <p>(救急隊員教育)</p> <p>第11条 救命士は、第7条第1号に規定する年間教育訓練計画に基づき、救急隊員教育を受けなければならない。</p> <p>2 消防司令以下の救急隊員(救命士を除く。)及び第5条第3項の規定により再教育の中止について承認された者は、教育ガイドラインに定める単位を取得しなければならない。</p> <p>(救急検討会)</p> <p>第12条 総括指導救命士は、救急活動の課題等について検討するため、救急検討会(以下「検討会」という。)を開催するものとする。</p> <p>2 検討会は、次のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 大規模災害等が発生した場合</p> <p>(2) 医師による検証で、検証医から全検証項目において要改善又は県MC協議会で検討が必要と検証された救急事案が発生した場合</p> <p>(3) 救急活動上特に検討を要する事案等が発生した場合</p> <p>(4) その他救急活動の向上のため、消防長が必要と認めた場合</p> <p>3 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 総括指導救命士</p> <p>(2) 指導救命士</p> <p>(3) 検証救命士</p> <p>(4) 所属に前各号に掲げる者がいない場合にあつては、消防司令補以上の救命士の代表</p> <p>(5) その他総括指導救命士が必要と認める者</p> <p>4 検討会の庶務は、消防本部救急指令課において行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、救急救命士の業務に関し必要な事項は、消防長が別に定める。</p>	<p>(事後検証)</p> <p>第12条 救急活動が実施された場合、統括指導救命士の推薦に基づき消防長が指名した者は、事後検証要領に基づき、事後検証(事後検証要領第2条第1号に規定する一次検証であって、同条第2号に規定する二次検証の対象とならないものをいう。)を実施しなければならない。</p> <p>(救急隊員教育)</p> <p>第13条 救命士は、第7条第1号に規定する年間教育訓練計画に基づき、救急隊員教育を受けなければならない。</p> <p>2 消防司令以下の救急隊員(救命士を除く。)及び第5条第3項の規定により再教育の中止について承認された者は、教育ガイドラインに定める単位を取得しなければならない。</p> <p>(救急検討会)</p> <p>第14条 総括指導救命士は、救急活動の課題等について検討するため、救急検討会(以下「検討会」という。)を開催するものとする。</p> <p>2 検討会は、次のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 大規模災害等が発生した場合</p> <p>(2) 医師による検証で、検証医から全検証項目において要改善又は県MC協議会で検討が必要と検証された救急事案が発生した場合</p> <p>(3) 救急活動上特に検討を要する事案等が発生した場合</p> <p>(4) その他救急活動の向上のため、消防長が必要と認めた場合</p> <p>3 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 総括指導救命士</p> <p>(2) 指導救命士</p> <p>(3) MC救命士</p> <p>(4) 検証救命士</p> <p>(5) 所属に前各号に掲げる者がいない場合にあつては、消防司令補以上の救命士の代表</p> <p>(6) その他総括指導救命士が必要と認める者</p> <p>4 検討会の庶務は、消防本部救急指令課において行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、救急救命士の業務に関し必要な事項は、消防長が別に定める。</p>
摘要	改正理由